

News Release

令和 4 年 1 2 月 1 3 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

電気・ガス価格激変緩和対策に係る特定小売供給約款の特例認可等について異存ない旨を経済産業大臣に回答しました

12月13日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業者及びガス事業者から申請のあった、電気・ガス価格激変緩和対策に係る特定小売供給約款の特例措置の認可等について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答しました。

令和4年10月28日に「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定され、小売電気事業者等を通じて料金の値引きを行う「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が開始することとされました。令和4年11月22日には、経済産業省から本件の申請者を含む電気事業者及びガス事業者に対して、本激変緩和対策事業に参画するよう要請が行われました。

これに伴い、電気事業法又はガス事業法の関係法令に基づき認可を受け又は届け出た約款の遵守義務を負う以下の事業者(※)から、令和4年12月7日付けで、経済産業大臣に対して当該約款以外の供給条件の認可等を受けるための申請がありました。

(※)

○みなし小売電気事業者(10者)

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

○一般送配電事業者(10者)

- ・北海道電力ネットワーク株式会社
- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社

- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・北陸電力送配電株式会社
- ・関西電力送配電株式会社
- ・中国電力ネットワーク株式会社
- ・四国電力送配電株式会社
- ・九州電力送配電株式会社
- ・沖縄電力株式会社

○みなしガス小売事業者(1 者)

- ・東邦瓦斯株式会社

○一般ガス導管事業者(2 者)

- ・東京ガスネットワーク株式会社
- ・大阪ガスネットワーク株式会社

【申請概要】

(1) 電気

特定小売供給約款(みなし小売電気事業者)、最終保障供給約款(沖縄を除く一般送配電事業者)及び離島等供給約款(中部、関西、四国を除く一般送配電事業者)について、以下の供給条件の認可等を受けるための申請

➤ 低圧で供給を行う場合

令和 5 年 1 月の検針日から令和 5 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、約款に従って算出した燃料費調整単価から 7 円/kWh を差し引いた額とする。令和 5 年 9 月の検針日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までの期間に使用される電気について適用となる燃料費調整単価は、約款に従って算出した燃料費調整単価から 3.5 円/kWh を差し引いた額とする。

➤ 高圧で供給を行う場合

令和 5 年 1 月の検針日から令和 5 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、約款に従って算出した燃料費調整単価から 3.5 円/kWh を差し引いた額とする。令和 5 年 9 月の検針日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価については、約款に従って算出した燃料費調整単価から 1.8 円/kWh を差し引いた額とする。

(2) ガス

指定旧供給区域等小売供給約款(みなしガス小売事業者)及び最終保障供給約款(一般ガス導管事業者)について、以下の供給条件の認可等を受けるための申請

- 料金算定期間の末日が令和 5 年 2 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間においては、約款に従って算出した基準単位料金又は調整単位料金から 30 円/m³を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料金とする。料金算定期間の末日が令和 5 年 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間においては、約款に従って算出した基準単位料金又は調整単位料金か

ら 15 円/m³を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料金とする。

本申請に関して、経済産業大臣からこれらの申請の認可等を行うことについて、意見の求めがあり、12 月 13 日、電力・ガス取引監視等委員会は、認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 田中

担当者:日高、野川、屋田

電 話:03-3501-1529